

売店業務委託にかかる審査基準

1. 業務受託事業者の決定方法

提案された企画提案書による書類審査を行い、評価点が最も高かった企画提案者を契約予定者として選定する。

2. 審査方法

(1) 書類審査

売店業務に関する企画競争において、その審査方法の透明性、公平性、競争性及び効率性を確保するため、提出された企画提案書による書類審査を行う。

(2) 審査員の構成

書類審査においては、売店業務事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）委員により構成された審査員6名が審査を行う。

(3) 審査における追加資料の提出

企画提案者に対し、提出された関係書類の詳細について追加資料の提出を求める場合がある。

3. 評価方法

(1) 書類審査における評価方法

個別の企画提案書に対し、6名の審査員が審査項目毎に4段階で評点した上で、10の審査項目毎の平均点を算出し、当該平均点を合計した数値に4分の10を乗じた数値を書類審査評価点とする。（100点満点）

なお、評価基準は以下のとおり。

- 4：大いに評価できる
- 3：評価できる
- 2：普通
- 1：評価できない

(2) 受託事業者の選定方法

書類審査評価点が最も高かった企画提案者を契約予定者として選定する。

同点の場合は、書類審査の審査項目毎の平均点を比較し、同点他者よりも当該平均点が高い項目の多い者を上位とする。それでも同点となった場合は、書類審査（審査員6名）時に審査員が審査項目毎に4段階で評点した際の評点「4」の多い者を上位とし、それでも同点となった場合は、同評点「3」の多い者を上位とし、それでも同点となった場合は、同評点「2」の多い者を上位とする。

4. 審査項目

①教育機関における売店業務事業に対するポリシーが明確になっているか。

- ②提供される品目とサービスの種類は十分であり、価格設定は適正であるか。
- ③食品の期限や状態を適切に管理し、安全な商品を提供する体制が整備されているか。
- ④本校からの要望、改善要求に対応できる体制となっているか。
- ⑤食中毒、事故、災害、感染症等が発生した場合の管理・連絡・保障体制が整備されているか。
- ⑥従業員に対する教育体制が整備され、又、適切な配置がなされているか。
- ⑦本校の要求に対応できるだけの業務実績があるか。
- ⑧持続的な売店運営が可能な経営状況であるか。
- ⑨現金や商品の管理において適切な防犯体制が整備されているか。
- ⑩上記に含まれない有意義なアピールがあるか。